



RESONA

# りそな銀行アジアニュース

平成 24 年 3 月 26 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【シンガポール駐在員事務所】

## 「シンガポール 2012 年度予算案について(その 2)」

企業活動に関する主な施策(その1からの続き)

<p>⑦ 【SME 企業の海外進出支援】 SME 企業の国際化・海外進出を支援するため、以下の海外ビジネス展開のための適格活動については、シンガポール国際企業庁(IE Singapore)もしくはシンガポール観光局(STB)の承認不要で、その支出額の 200%(最高 S\$100,000)を損金として各賦課年度において認める。 ①海外事業開発のための出張・派遣、②海外投資開発のための出張・派遣、③海外展示会への参加、④承認されたローカル展示会への参加 上記①～④以外の適格活動及び S\$100,000 を超える場合は、従来通り IE や STB の事前承認が必要。</p>	2012 年 4 月 1 日～												
<p>⑧ 【一時的な輸入に関する GST(消費税)の免除】 シンガポール国内で行われる展示会・見本市・オークションに出展する物品や修理・検査・テストのための貨物の一時輸入については、シンガポール国内で消費・販売を行わず 6 ヶ月以内(従来は 3 ヶ月以内)に再輸出した場合には、輸入時にかかる GST を免除。</p>	2012 年 4 月 1 日～												
<p>⑨ 【投資有価証券譲渡に関する課税基準の明確化】 グループ企業の事業再編・統合を促進するため、有価証券譲渡益に関する課税基準が下記の通り明確化された。 (ア) 持ち株比率が 20%以上かつ所有期間が 24 ヶ月以上の有価証券を売却・譲渡する場合は資本取引と見なされ非課税となる。 シンガポールにはキャピタルゲイン課税はないが、総合的な判断(取引対象・所有期間・頻度・動機など)により、繰り返し発生する性質のものは所得と見なされ、所得税の課税対象となる。</p>	2012 年 6 月 1 日～												
<p>⑩ 【源泉徴収税納付期限の延長】 非居住者に支払う利息、ロイヤルティなどに係る源泉徴収税の納付期限を、非居住者への支払日の翌々月 15 日に延長。(従来は納付期限は、翌月 15 日)</p>	2012 年 7 月 1 日～												
<p>⑪ 【海運業の支援】 非居住者に支払われる定期傭船、航海傭船、裸傭船の傭船料に係る源泉徴収税が全て課税免除となる。(従来は、租税条約の有無により、0～2%の源泉徴収税が課税。日本の非居住者に対する支払については、日星租税条約により従来から課税免除) 海運セクター向けインセンティブ(MSI)スキームにおいて適格と認められたコンテナ・リース会社がコンテナ及び輸送機器の購入資金を海外から借入れた場合、支払利息に係る源泉徴収税は自動的に課税免除される。(従来は借入の都度、申請が必要)</p>	2012 年 2 月 17 日～ 2012 年 2 月 17 日～												
<p>⑫ 【高齢者の雇用支援】 高齢者雇用支援のため、中央積立基金(CPF)拠出金の雇用者負担分の一部を助成する「特別雇用クレジット(SEC)制度」を拡大する。50 歳以上のシンガポール国籍従業員を雇用している場合、月収が S\$4,000 以下の従業員について助成金を交付する。請求手続き不要。助成金の支給は毎年 3 月と 9 月。(従来は、月収 S\$1,700 以下の 55 歳以上の従業員(国民)を対象に CPF 拠出金の 50～80%を助成)</p>	2012 年 1 月 1 日～ 2016 年 12 月 31 日												
<p>⑬ 【中央積立基金(CPF)拠出率の引上げ】 高齢者の定年退職資金を増やすため、CPF の拠出率を 0.5～2.5%引き上げる。新拠出率は下記の通りである(括弧内は従来の拠出率)。</p> <table border="1" data-bbox="223 1780 1069 1919"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>雇用者</th> <th>従業員(永住権保持者を含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50～55 歳</td> <td>14.0% (12.0%)</td> <td>18.5% (18.0%)</td> </tr> <tr> <td>55～60 歳</td> <td>10.5% (9.0%)</td> <td>13.0% (12.5%)</td> </tr> <tr> <td>60～65 歳</td> <td>7.0% (6.5%)</td> <td>7.5% (7.5%)</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	雇用者	従業員(永住権保持者を含む)	50～55 歳	14.0% (12.0%)	18.5% (18.0%)	55～60 歳	10.5% (9.0%)	13.0% (12.5%)	60～65 歳	7.0% (6.5%)	7.5% (7.5%)	2012 年 9 月 1 日～
年齢	雇用者	従業員(永住権保持者を含む)											
50～55 歳	14.0% (12.0%)	18.5% (18.0%)											
55～60 歳	10.5% (9.0%)	13.0% (12.5%)											
60～65 歳	7.0% (6.5%)	7.5% (7.5%)											

以上

【出所:”Budget Speech 2012” Ministry of Finance Singapore、新聞記事】  
照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-6704-2723  
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。  
\* 禁無断転載